

広 告 掲 載 取 扱 要 領

「左京区役所ホームページトップページ」への広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	左京区役所ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/
	ホームページの内容	左京区における暮らしに関わる情報、区基本計画・運営方針、市民しんぶん区版等を紹介しています。
	アクセス数	月間アクセス件数 約 8,097 件 (令和 4 年 1 月から令和 4 年 1 2 月までの月平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部
	広告データ	- 縦 6 0 ピクセル×横 1 4 0 ピクセル - ファイル形式は、G I F (アニメ不可、透過型不可) 又は J P E G - データ容量は、1 バナーにつき 2 0 キロバイト以内
	枠数	6 枠 (1 枠から応募可能です。)
	その他の仕様	- バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 - ALT 属性は自由に設定することができます。 - 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 - 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 - 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 - 広告枠に、次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。(注意) 本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告料金 (税込み)	① 年額 36,000 円／枠 ② 月額 3,200 円／枠 契約締結後、京都市から広告料の支払いの請求を受けた日から 3 0 日以内に広告料を納付してください。

	広告掲載期間	① 年間契約 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ② 随時契約 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間中、任意の期間を指定できます。(原則として1箇月単位)
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の5開庁日前 ※ 開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始を除く京都市の開庁日をいいます。
	広告原稿の入稿方法	広告原稿は広告取扱事業者側において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規定 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。 その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 (http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)を確認してください。
	申込方法	所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に持参するか、Eメール、ファクス又は郵送により提出してください(申込期間内必着)。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として、必要書類を申込書類と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」(https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)を確認してください。
	申込期間	① 年間契約 令和5年2月13日(月)から令和5年3月20日(月)まで ② 随意契約 令和5年2月13日(月)から随時受け付けます。 申込み(必要書類の到着)から掲載開始まで2週間程度かかります。 書類を持参する場合は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)受け付けます。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。

その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告取扱事業者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 広告データについては、事前に、審査を行います。（内容により、修正等をお願いする場合があります。）また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 掲載する広告内容等が、広告掲載基準等から逸脱している場合は、広告の内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 同一期間に同一広告主の広告を複数掲載はできません。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。（差し替える場合は、新しいデータを用意してください。） ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還しません。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市左京区役所地域力推進室企画担当 〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 電話番号 075-702-1021 FAX番号 075-702-1301 Eメール sakyo@city.kyoto.lg.jp